

小中学校の適正規模と適正配置に取り組んでいます

市教育委員会では、平成27年に策定した「鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」に基づき、小中学校の規模や配置等の適正化の取組を推進しています。

本号では、現状と今後の取組についてお知らせします。

問い合わせ／教育総務課小・中学校適正配置担当（内線3360）

「鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会」で、将来的な適正規模と配置を検討

自治会・PTA・学校からの推薦者や有識者、公募によって選出された方などによって組織される審議会では、令和10年度までの小中学校の適正規模と適正配置の計画などを検討します。

① 小学校の再編

学校の存置を検討する基準を踏まえ、現在18校ある小学校を令和10年度までに13校に再編することを検討します。

② 中学校の再編

学校の存置を検討する基準のほか、小学校の再編状況を踏まえ検討します。

再編対象校

対象校	設置場所	統合年度
鴻巣中央小学校 常光小学校	鴻巣中央小学校	令和6～9年度
吹上小学校 大芦小学校	吹上小学校	
吹上小学校 小谷小学校	吹上小学校	
屈巣小学校 共和小学校 広田小学校	川里小学校(仮) 新設	令和10年度

学校の存置(統廃合など)を検討する基準

※国が示す手引きに基づき策定

＝ 小学校 ＝

- すべての学年が単学級になる又は予想される状態で、集団教育活動に制約が生じる場合
- 地域の実情を踏まえた上で、小中一貫教育による大きな効果が期待される場合

＝ 中学校 ＝

- すべての中学校の学級数が4学級以下になる又は予想される状態で、集団教育活動に制約が生じる場合

川里地域で小中一貫教育を実施

小中一貫教育とは、義務教育9年間を連携した教育課程として捉え、学校教育の円滑な推進を目指すものです。

実施するメリットとして、さまざまな変化に対し教育的配慮が可能となり、中学校入学以降の学習や生活への不適応感(いわゆる中一ギャップ)が解消し、9年間を通して培う力を連続的・系統的に育めることが挙げられます。

本市では、平成23年度から県の指定を受け、川里地域で小中一貫教育を実施しており、小学校3校合同で行う林間学校や修学旅行、さらには6年生と中学生の合同授業や部活動体験などを行っています。

廃校となった小学校の跡地活用について

小学校はコミュニティ・地域活動の中心的な場であり、指定避難所でもあることから、地域の皆さんの意向に配慮しながら、公共施設のあり方や民間活力の導入などを総合的に判断し、跡地の有効活用策を検討します。

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブは各小学校に併せて設置し、市や民間事業者が管理・運営しています。

小学校を統廃合する際のあり方については、利用状況等を踏まえて検討していきます。





Q なぜ小中学校の適正配置等に取り組むの？

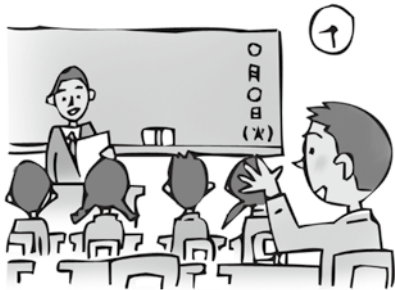
A 全国的な少子高齢化が進む中で、本市の児童・生徒数も年々減少し、小中学校の小規模化が進んでいます。

学校の小規模化は、子ども同士の人間関係や社会性の育成はもとより、教育指導内容など学校を運営していく中でさまざまな影響を与えることが考えられます。

このことから、学校規模や配置等による格差を少なくするとともに、小中学校の教育環境を整備し、教育の充実を図るために、適正配置等に取り組むものです。

Q 学校の適正規模って？

A 小中学校の適正規模については、国の学校教育法施行規則により12～18学級の標準が示されており、これがひとつの目安となっています。



Q 児童数の推移は？

A 本市の児童生徒数は、20数年前のピーク時と比べて半数以下となっています。以前は児童数が1,000人以上で、30学級を超えるような規模の小中学校でも、現在は小規模化が進んでいます。

平成17年度の合併当時、全小中学校の児童数は6,940人、全中学校の生徒数は3,705人の合計10,645人でしたが、令和4年4月1日現在、全小中学校の児童数は5,451人、全中学校の生徒数は2,821人の合計8,272人となっています。これは、約16年間で2割ほど減少していることになり、今後もさらに児童・生徒数の減少が予想されています。

Q スクールバスの運行基準は？

A 小中学校適正規模及び適正配置に伴い、通学区域の変更が行われた学校で、通学距離が直線距離で2kmを超える区域から通学する児童の安全確保と負担軽減のために、スクールバスを運行しています。

ただし、2kmの区域を超えない地域であっても、通学路の安全性が確保されていない場合など、教育委員会が必要と認めるときは、スクールバスを運行します。

詳細は市HPをご覧ください

適正配置等の計画についての意見を募集

提出方法／6月10日(金)までに指定の様式(市HPにあります)に必要な事項を記入し①教育総務課、各公民館・生涯学習センター窓口
②郵送・メールで教育総務課小・中学校適正配置担当(〒365-8601中央1-1・kyoiku@city.kounosu.saitama.jp)
※HPで適正配置等に関する基本的な考え方、審議会への諮問やこれまでの意見交換会等の内容を公開しています

